

第2回川崎市公衆無線 LAN 環境整備検討委員会

1 開催日時

平成26年6月16日(月)午後3時～午後4時30分

2 開催場所

第3庁舎18階 大会議室

3 出席者(敬称略)

(1) 委員

実積 寿也 委員 (委員長)
庄司 昌彦 委員 (副委員長)
多勢 克己 委員
清本 幸宏 委員
寺島 秀晃 委員
古川 直子 委員
松田 泰 委員
石田 聡毅 委員
高坂 幹男 委員
岩本 宏 委員
梅田 穰 委員

(2) 事務局

川崎市総務局情報管理部 ICT推進課

4 議題

(1) 公衆無線 LAN の整備と利活用について

(2) その他・連絡事項等

【配布資料】

・資料1：公衆無線 LAN の整備と利活用について(案)

5 傍聴者 7人

6 議事概要

審議事項については、以下の通り。

(1) 公衆無線 LAN の整備と利活用について

(委員長)

今回の協議では、川崎市が目指すべき Wi-Fi 整備のあり方、特に「利用目的を踏まえたアクセスポイントの整備の進め方」について議論し、この先、委員会として一定の方向性を見出していきたいと思います。

まず、前回以降、各委員から意見や提案をいただいたので、事務局からその報告を受けたいと思います。事務局から報告をお願いします。

事務局より資料 1「公衆無線 LAN の整備と利活用について(案)」を説明。

(委員長)

各委員からのご提案やご意見について、事務局から説明がありましたが、まず、アクセスポイントの整備に関連して、委員の方から補足や何かご質問等があれば発言をお願いします。

それぞれの Wi-Fi 整備パターンについては、通信網を整備する観点からまとめられていると思いますが、市民が利用すると想定した場合どのようなサービスを利用できるかということが重要になると思います。3つのパターンそれぞれについて、利用可能なサービス等、市民にとっての使い勝手に違いがあれば教えていただきたいと思います。

(事務局)

導入される公衆無線 LAN サービスによって違いがでると思いますが、大きくは使い方の違いがあると思います。パターン 1であればどのエリアでも「かわさき Wi-Fi」を利用できると想定されますし、パターン 2については、かわさき Wi-Fi と事業者様のサービスを平行に利用することになると思われます。また、つながった後の行政サービスの展開については URL ダイレクトで行政のホームページに接続することはどのパターンでも実現可能かとは思われますが、それ以上のサービスについては、各パターンで違いがあると思います。

(委員長)

事業的には、最終的にできるだけ費用対効果のでるパターンを選択する必要があると思われませんが、各パターンで金額的な差もあるかと思えます。どの程度のコスト差があるかわかるでしょうか。また、有料のコンテンツや民間サービスを事業者に運営してもらい料金を徴収する等、ビジネス的に発展性のある整備パターンはどれでしょうか。

(事務局)

コストにつきましては、具体的に積み上げてみないと分かりませんが、一般的にはパターン1、2、3の順かと思われます。また、ビジネス的な展開で一番柔軟性のあるパターンは1になるかと思われます。

(委員)

今回、川崎市でのWi-Fi整備にあたって、3GやLTEといった回線を事業者が市内に張り巡らせている現状では、Wi-Fiを整備するメリットを検討しなければならないのではないのでしょうか。また、Wi-Fiの利用者が増加した場合、ランニングコストが増えること考えられますが、どのように想定されるのでしょうか。

(事務局)

今回の事業につきましては、資料1にお示したようにモバイル端末を利用者される全ての方々にメリットがでるような整備方針を検討する必要があると考えております。また、コストについては、当然、制約が出てまいりますが、Wi-Fi整備による目的達成の効果と整備に必要となるイニシャル、ランニングコストとを比較しながら検討させていただきたいと思っております。

(委員)

当初、Wi-Fi整備による収入・収益についても検討をされていたかと思いますが、具体的には3G、LTEを提供している事業者からローミング料を支払っていただくようなモデルを現状も検討されてますでしょうか。

(事務局)

3G、LTE等を提供している事業者から本市がローミング料をいただくような、収益モデルにつきましては現実的には難しいと考えております。

(委員)

Wi-Fi整備における収益モデルとしては、大阪府で実施されているOsaka Free Wi-Fiのような広告料収入モデルもありますが、そのようなことも今回は検討から除外するというのでしょうか。

(事務局)

広告収入のを得るといった収益モデルについては、可能性があると考えています。

(委員)

Wi-Fiの整備において、資料1に記載していただいている様な利活用を実現するためのコンテンツが重要であると思われます。ただし、Wi-Fiを利用できず3G、LTEでの接続を要望される市民の方もおられるかと思っております。そのような中で、Wi-Fiで利用できる貴市のコンテンツについては、3G、LTEでも利用できるものになるのでしょうか。

(事務局)

今回の検討については、Wi-Fi の活用を基本とした議論をしておりますが、そういった利用者のご事情も含めて検討する必要もあるかと思っております。

(副委員長)

Wi-Fi の利用者のみを対象にしていると利用率が向上しないのではないかとお思います。「モバイルファースト」という考え方に沿ったコンテンツについては、3G、LTE の環境での利用者も含めて整備することが重要であると思っております。そういった中で、利用者の利便性を向上させる意味で Wi-Fi を整備すれば利用率は向上するのではないかとお思います。

(委員)

3G や LTE などの携帯通信事業者のサービスについては、帯域の上限やライセンスの問題等の制限がありますが Wi-Fi にはそのような制限がないことがメリットであると考えられます。川崎市様が携帯通信事業者になるのは難しいと思われ、市でネットワークを準備して利用者へのサービスを提供するために Wi-Fi を整備するという事は一つの選択肢ではないかと思っております。

また、整備した Wi-Fi 環境を利用していただくために、SSID を統一のものにして、かわさき Wi-Fi のシンボルのようなものにする事で、効果的な PR、周知ができて利用数が増えるのではないかとお思います。そうすることによって、アクセス数が伸び、広告収入等の収益モデルも成り立つのではないかとお思います。市民が川崎市の情報はかわさき Wi-Fi に接続をすることによって得られるという認知を向上させることが一番重要ではないかと思っております。

(委員長)

ただいまのご発言の中で、Wi-Fi と携帯通信回線の比較論があったと思っておりますが、現状では、利便性や品質の観点でどちらがより有用なネットワークを提供できる通信サービスであると言えるのでしょうか。

(委員)

単純に Wi-Fi と携帯通信回線の利便性については比較できないものだと思います。スマートフォン、タブレットが普及している現状では、アプリケーションと通信回線の組み合わせにより利便性については検討すべきだと思います。

(副委員長)

位置情報を利用したコンテンツを提供する場合は、携帯通信網の方が利便性は高いと思われ、映像などの容量が大きいコンテンツを提供する場合は Wi-Fi の方が良いと思われ。

(委員長)

利用者にとって、Wi-Fi で利用したいサービスと携帯通信回線で利用したいサービスについては違いがあるため、双方でコンセプトの違ったサービスを提供する必要があるのではないかと感じました。

コンテンツ、アプリケーションの管理についてはパターン1の整備方針が良いということではありますが、Wi-Fi で利用するコンテンツのコストも含めて総コストを検討する必要があるのではないかと思います。

(副委員長)

コンテンツにかかる費用を考える上で、プロジェクトベースでWi-Fi を整備する方が、理解を得やすいのではないかと思います。

(委員長)

設置場所の優先順位を考慮する必要があるのではないのでしょうか。例えば、携帯通信事業者のWi-Fi 設備が整備されていない地点を中心に整備していくのか、人が集中するような地点に携帯通信事業者が整備するWi-Fi と重畳するような形で設置していくのか、現状ではどのように考えられているのでしょうか。

(委員)

Wi-Fi ならではという観点では、まず、災害時に最低限の情報を提供できるという防災面での活用が考えられます。人が集まる地点へのWi-Fi 設置については、そういった防災の観点でのメリットも考慮する必要があると思います。

(事務局)

Wi-Fi の整備については、防災と平時の市民サービスの2つの側面で考える必要があるのではないかと考えております。東日本大震災の発災時にはLINE や FACEBOOK 等のSNS の利用率が高いという実態がございました。人々が発災直後に行動を起こせるかどうかは、まず、家族、知人の安否確認が重要であると思われれます。たとえば、本市では避難所である小中学校に自家発電装置を備えていることから、そういった地点にはWi-Fi を整備することもメリットが大きいのではないかと考えております。

(委員)

携帯通信事業者が提供する通信網と貴市が設置するWi-Fi についてどのような差別化を図ることを想定されていますか。

(委員)

携帯通信事業者の回線については、災害時に輻輳する可能性があり、東日本大震災ではWi-Fi については、接続できたということがあったことを川崎市様は踏まえているのではないのでしょうか。

(委員)

モバイルの通信については、パケット網と音声網は別に構築されており、災害時には、音声網は利用に制限がありますが、データ通信については制限がございません。川崎市様が整備される Wi-Fi に関しても、データ通信と同様に災害時も利用できる可能性があるということではないでしょうか。

(委員長)

災害時の利用環境を想定とした Wi-Fi の整備については、整備箇所への展開も含め、具体的に検討する必要があるのではないのでしょうか。

整備パターン 2 については、事前登録が必要であるという点がパターン 1 と違う点であると思いますが、事前登録とは、どの程度の登録が必要なのでしょう。現状ではどういう想定をされているのでしょうか。

(事務局)

現状では、どういった事前登録にするのかという具体的な点までは検討しておりません。ただし、ご指摘いただいた点については他事例でも課題になっている点ではあると思いますので、併せて検討していきたいと考えております。

(委員長)

パターン 2 については、セキュリティが強固であることはわかりますが、市民以外の利用者については、登録の煩わしさから利用しない可能性も考えられます。また、セキュリティについては、各整備パターンで比較されていますでしょうか。

(事務局)

セキュリティなどの面から、なんらかの形で利用者を後追いできなければならないのではないかと思います。行政のサービスとして Wi-Fi のサービスを提供している事業者の皆様はどうお考えでしょうか。

(委員)

電気通信事業者として、誰がアクセスしたのかを把握しないということは、難しいと思います。通信事業者としては、そのような条件を満たすパターンで整備する方針をご提案することになるのではないかと思います。

(委員長)

他都市の事例では名前とメールアドレスの登録のみとしているものもある認識ですが、その場合は電気通信事業法上ではどのような扱いとしているのでしょうか。

(委員)

他都市では、マックアドレス、メールアドレス、ID で利用者の把握を実施するという方針で整備されている事例もあります。

(委員長)

そのような事例は先程ご指摘のあった、電気通信事業法上で要求に最低限対応しているとの認識で良いのでしょうか。

(委員)

他都市での事例の場合は、無線 LAN ビジネスガイドラインの規定に沿いながら、利便性とのバランスを考慮して選択したものと考えられます。

(事務局)

パターン 2 については、川崎市で整備する Wi-Fi 設備以外のものについては、民間事業者の設備を利用する方法のため、ID、パスワードの認証を実施していただく必要が発生するものと想定したものです。

(委員長)

ID、パスワードの配布については、どのように実施しているのでしょうか。

(事務局)

他都市では市役所などの窓口で、ID、パスワードを記載された用紙を配布するという事例があるようです。

(委員)

SSID については、統一の方針であると思われませんが、アプリケーションによる制御で統一性を持たせる方法については貴市が取られる選択肢としてあるのでしょうか。

(事務局)

SSID を統一にする方法以外にも、利用者の利便性をそこなわないものであれば良いと考えております。

(委員)

既存の Wi-Fi を利用する場合は、接続までのプロセスが複雑なため、利便性が損なわれ、利用率が下がるのではないかと想定します。アプリケーションによる制御も一案ですが、加えて接続先が自動的に切り替わる仕組みが必要なのではないかと思います。また、ある地点に留まって利用することが多い Wi-Fi の特徴に着目して、留まっている場所に関連するコンテンツを提供する等して Wi-Fi 利用のメリットを利用者に提供する必要があるかと思えます。

(委員長)

パターン 1 については、どの程度の期間で面的に Wi-Fi のサービスが広がるか想定されておりますでしょうか。

(事務局)

各パターンの選択も含め、現状では具体的な目標数値の想定はございません。

(委員長)

では、パターン1については、どの程度の範囲でWi-Fiの設備を敷設されるのでしょうか。

(委員)

面的な広がりを期待するのであれば、駅等の交通導線に集中的な整備を実施することが望ましいと思われます。福岡市の事例ではそのような方針で整備を実施しております。

(委員)

福岡市はどの程度のアクセスポイントがあるのでしょうか。

(委員)

165箇所から初めて、現在は300箇所程度まで増加しております。

(副委員長)

福岡市の事例では、アクセスポイントの数値目標等はあるのでしょうか。

(委員)

3年間の事業計画で、アクセス数を日本一にして、ランニングコストも削減していくことが目標と伺っております。

(副委員長)

利用実態に応じた整備と政策目標に向かって整備していく方針では考え方が違うと思われるのですが、貴市としては政策的目標を達成するために整備する方針でしょうか。

(事務局)

政策的目標を達成することがWi-Fi整備の第1の目的ではありますが、市民の皆さんに理解が得られないような場所へのアクセスポイントの設置は難しいかと思えます。

(委員)

利活用についてのアイデアを資料1に記載していただいておりますが、それぞれの利活用案における優先順位付けにより整備方針が決定するのではないかと思います。

(委員長)

利活用について優先順位はどのような方針でおられるのでしょうか。

(事務局)

今回の整備目的においては、市民生活における利活用が優先順位としては高いと考えております。

(副委員長)

防災拠点である学校や公園であれば、通常時も利用することが想定されるので通常

時と災害時を併せた市民生活への利活用が期待できるのではないのでしょうか。現状では学校に Wi-Fi の環境は整備されているのでしょうか。

(事務局)

現状では整備しておりません。今後、国の方でタブレットの導入、Wi-Fi の導入については議論があるようですので、そちらへの注視が必要と思われます。

(委員)

学校で利用する通信回線については、学内 LAN と共用できるかどうかという課題があると思います。

(事務局)

学校には、教育専用の通信回線と市行政事務用の光回線を整備しております。Wi-Fi の整備においては、この光回線の活用を検討する必要があるかと思えます。

(委員)

防災に関する回線については、市役所職員以外の関係者も利用されるため、別途通信回線が必要かと思えます。

(委員長)

整備パターン3については、オリンピックに向けた東京都における、Wi-Fi の整備など、川崎市の意思ではなくても整備される Wi-Fi 設備を利用する想定が良いのでしょうか。

(委員)

FREESPOT であったり、すでに設置されている店舗の方に協力していただいて、独自の SSID の Wi-Fi を提供するイメージの整備パターンを想定しております。

(委員長)

整備パターン3については、人が多く集まる場所に整備する方針であると思いますが整備パターン1と融合することはできないのでしょうか。

(委員)

福岡市では、Wi-Fi 整備における民間展開を実施していくうえでスペックを下げた通信機器設備をバスターミナルやボランティア団体の拠点に配布するなど、導入のハードルを下げアクセスポイントの数を増加させる施策は展開しております。整備パターン1と整備パターン3を融合する場合は認証を実施するうえでの課題は発生すると思われるので、アプリケーションで制御するといった対策はしなければならないと想定されます。

(委員)

静岡市の事例では、推奨の SSID を設定しておられますが、ある程度の基準を満たせ

ば市の Wi-Fi サービスとして位置づけています。利用者は「ShizuokaWi-FiParadise」のステッカーによって、接続できる Wi-Fi サービスであるかどうかを認識していただくような仕組みとなっております。

(委員長)

その他ご質問等がなければ、そろそろ所定の時間も来たようですので、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

(事務局)

本日頂いた御意見も踏まえて、事務局で一定程度の取りまとめさせていただきたいと思います。また、アクセスポイント整備内容の取りまとめを進めていくうえで、委員会のなかで指摘のあった経費的な試算も必要になってまいりますので、事業者の皆様にはお手数をお掛けしますが、こちらへの御協力もお願いいたします。

なお、次回開催でございますが、来月 7 月 22 日の火曜日、午後に予定させていただきたいと存じます。詳細につきましては後日連絡をいたしますが、予定いただきますようお願いいたします。

以上